平成30年2月６日

**大阪府立障がい者自立Ｃにおける夜勤体制の変更について（提案）**

**１　提案理由**

障がい者自立Ｃにおいては、病院の在院日数の短縮化等の影響を受け、利用者の状態像が重度化している。特に夜間において、心肺停止等、救急対応が必要な状態になった際に、正職員が医療機関への連絡・同行、家族等への連絡を担うが、現行の体制では対応できることに限りがあり、体制を強化する必要がある。

また、非常勤夜間支援員については夜勤２名体制に変更はないものの、上記の正職員の体制変更に伴い、勤務開始時間を変更する必要がある。

**２　提案内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
| １．夜間勤務体制休祝日を含む各日、介護福祉職（１名）による夜勤※上記以外に、非常勤夜間支援（2名） | １．夜間勤務体制休祝日を含む各日、介護福祉職（１名）、社会福祉職又は心理職（１名）による宿直　※上記以外に、非常勤夜間支援（2名） |
| ２．勤務時間≪正職員≫【日勤及び夜勤の2交代制】　夜勤：16:30～翌9:30　　休憩時間：22:00～22:45、翌4:45～5:30 | ２．勤務時間≪正職員≫　【日勤に続く宿直体制】・宿直①:9:00～翌9:30＜夕食検食＞（仮眠21:45～翌5:15）　◇宿直入りの日の勤務時間数:１1h45m　　休憩時間：平日13:00～13:45(昼食)　　　土日祝日12:15～13:00(昼食)　　　全日17:15～17:30　◇宿直明けの日の勤務時間数: ３h45m　　休憩時間：6:15～６:45(朝食)・宿直②:９:00～翌9:30＜朝食検食＞（仮眠22:15～翌5:45）　◇宿直入りの日の勤務時間数:1１h４５m　　休憩時間（全日）：13:00～13:45(昼食)　　　17:15～17:3019:30～20:00(夕食)　◇宿直明けの日の勤務時間数:３h４５m 　◇利用者昼食付き添い |
| 変更前 | 変更後 |
| ≪非常勤職員≫　【夜勤】夜間支援員A:17:35～9:00夜間支援員B:17:45～9:00　休憩時間:23:30～24:15、翌5:30～6:15　仮眠時間:24:15～2:30　1回あたりの夜勤時間数:11ｈ40m又は11h30m（週あたり29時間となるよう、AとBを組合せる） | ≪非常勤職員≫　【夜勤】**・夜間支援員①:A17:50～翌7:30、B18:00～翌7:30**　**休憩時間:19:00～20:00、5:15～6:15****・夜間支援員②:A19:20～翌9:00、****B** **19:30～翌9:00**　**休憩時間:20:00～21:00、4:15～5:15**　1回あたりの夜勤時間数:11ｈ40m又は11h30m（週あたり29時間となるよう、AとBを組合せる）＊H29までと変更なし。 |

※（朝食）（昼食）（夕食）・・・各食事時間を確保のための休憩時間

**３　変更予定日**

　　平成30年４月１日